

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第2号

平成31年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年3月20日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成31年3月28日（木）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成31年第1回定例会 会期 3月28日 1日間

応招議員（12名）

1番	本 橋	稔 議員	2番	菊 池	義 人 議員
3番	齋 藤	隆 宗 議員	4番	高 木	隆 三 議員
5番	船 橋	由 貴 子 議員	6番	鈴 木	貴 美 子 議員
7番	鬼 久 保	二 郎 議員	8番	黒 須	大 一 郎 議員
9番	関 口	昌 男 議員	10番	齋 藤	信 治 議員
11番	大 倉	秀 夫 議員	12番	田 中	秀 行 議員

不応招議員（なし）

平成31年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

平成31年3月28日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第5号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第4号の内容説明
- 22 議案第4号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第5号の内容説明
- 26 議案第5号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

29 副管理者の挨拶

30 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	本橋稔	議員	2番	菊池義人	議員
3番	齋藤隆宗	議員	4番	高木隆三	議員
5番	船橋由貴子	議員	6番	鈴木貴美子	議員
7番	鬼久保二郎	議員	8番	黒須大一郎	議員
9番	関口昌男	議員	10番	齋藤信治	議員
11番	大倉秀夫	議員	12番	田中秀行	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

中野敦一	蓮田市 みどり 環境課長	安野弘之	白岡市 環境課長
------	--------------------	------	-------------

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
安西勝美	会計 管理者	折原浩幸	事務局長
黒崎晃	次長兼 庶務課長	齋藤晃	廃棄物 対策課長
小林秀之	施設課長	藤井勇年	リサイクル 推進課長

事務局職員出席者

書記	土橋秋宏	書記	中太裕司
書記	片岡司	書記	中山和夫
書記	高橋利男	書記	中里直樹
書記	中野泰孝		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○高木隆三議長 3月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

5番 船 橋 由 貴 子 議員

6番 鈴 木 貴 美 子 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月28日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

折原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいまご報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第1号～議案第5号の一括上程

○高木隆三議長 議案第1号ないし議案第5号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木隆三議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様のご出席を賜りまして、平成31年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、まことにありがたく、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜り、蓮田市、白岡市をはじめ当組合の進展のために多大なるご尽力を賜っておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会は、行政執行のかなめでございます平成31年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算をは

はじめとして、平成30年度の年度末を迎えての補正予算、人事案件、条例改正など重要な議案をお願いしてございます。皆様方におかれましても、慎重なるご審議を賜りまして、ご可決賜りますよう、またご同意賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご審議を賜ります案件は、人事関係が1件、条例関係が2件、予算関係が2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。当組合の代表監査委員である内田薫氏の任期が、平成31年4月11日で満了となるため、再び同氏を同委員に選任することについてご同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本案を提出するものでございます。

次に、議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正や、国家公務員の超過勤務命令の上限設定等を踏まえて、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定を整備したいので、提案するものでございます。

次に、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例及び蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の条例改正は、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることにより、所要の整備をしたいので、提案するものであります。

続きまして、議案第4号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,654万4,000円とするものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。まず、歳入に関しまして、1款分担金及び負担金、2項負担金につきましては、蓮田市、白岡市、両市の年間の延べ世帯数の見込みが増減したことで、蓮田市では増額し、白岡市では減額するものでございます。

2款使用料及び手数料においては、各処理手数料の歳入見込みがございましたので、増減するものでございます。

また、3款財産収入、2項財産売払収入につきましては、鉄、アルミの売却益を増額し、古紙類については売却益の減額をするものでございます。

次に、6款諸収入、2項雑入につきましては、昨年9月に発生した台風による建屋シャッターなどの破損に伴う修理費用について、公有建物災害共済の共済金の支払いが認定されましたので、増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、2款総務費、3目施設整備基金費につきましては、建物災害共済金としての収入がございましたので、基金に積み増しするものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、13節委託料及び15節工事請負費につきましては、執行見込みが

つきましたので、不用額を減額するものでございます。

また、繰越明許費につきましては、ごみ袋納付書発行システムの元号改正に伴う年度内のプログラム改修が困難となったことから、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、議案第5号 平成31年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,974万4,000円と定めるものでございまして、対前年度比ではごみ処理手数料の増などにより12.9%の増となっております。

第2条につきましては、ホームページ保守業務委託費のほか30件の債務負担行為を設定してございます。

第3条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条においては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比としては64.7%でございます。予算額につきましては11億4,520万8,000円で、対前年度比3.7%の増でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございます。予算額につきましては4億9,300万7,000円で、対前年度比39.4%の増でございます。

財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。予算額につきましては7,982万5,000円で、対前年度比3.1%の増でございます。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

諸収入につきましては、預金利子のほか、職員等の駐車場利用料を計上してございます。

組合債につきましては、ごみ焼却施設改修事業を行うために、国からの財政融資資金として3,020万円を計上してございます。

次に、歳出でございますが、主なものにつきまして申し上げます。総務費につきましては3億9,186万3,000円で、対前年度比15.2%の増でございます。

衛生費につきましては11億9,896万7,000円で、対前年度比11.2%の増となっております。

公債費につきましては1億7,238万4,000円で、対前年度比21.1%の増となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご同意、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、1件の行政報告をさせていただきます。資源物持ち去り防止パトロールの実施状況についてご報告申し上げます。資源物の所有権は、蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利

用の促進に関する条例第15条の規定に基づき、当組合に帰属するものとしております。しかしながら、資源物の持ち去り行為が途絶えないことから、当組合ではおおむね月に2回程度の定期的な資源物持ち去り防止パトロールを実施しているところでございます。

去る平成31年2月21日木曜日には、持ち去られた資源物の搬入先を特定することを目的といたしまして、GPS端末を使用した当該パトロールを行いました。その際、GPS端末入りの新聞紙の束を持ち去り行為者が、集積所からみずからの車輦に積み込むところを当組合職員が目撃し、その状況をビデオカメラに記録することができました。当該行為者は、2名が当組合の監視状況に気づき、一旦は持ち去った新聞紙をもとの集積所に返却し、当組合に謝罪に来るという事案が発生いたしました。当組合といたしましては、持ち去り行為が後を絶たない現状から、このたびの事案を警察に通報するとともに、行為者2名を警察に引き渡し、被害届の提出を行ったところであります。

今回の一件からも、持ち去り防止パトロールが資源物持ち去りの抑止効果につながるものと考えており、今後も所轄警察署との連携を強化し、管内における資源物持ち去り行為の撲滅を目指して、パトロールを継続してまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任についての件を議題いたします。

朗読を省略して、管理者から内容説明を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 高木議長さんのご指名をいただきましたので、議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任について、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任につきまして内容説明をさせていただきます。当組合の代表監査委員である内田薫氏の任期が、平成31年4月11日をもって満了となるため、再び同氏を同委員に選任することについてご同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本案を提出するものでございます。

なお、内田氏の経歴につきましては、ご配付させていただきました経歴書のとおりでございます。ご同意賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、斎藤信治議員。

○10番 斎藤信治議員 内田さんに不平とか不満とか、問題を言っているわけではないのですけれども、年齢的に次に終わるときに81になられますので、精神的、肉体的にその状況に耐え得る状態なのでしょうか。それだけをお伺いしたいのですが。

○高木隆三議長 折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、斎藤議員の質疑にお答えを申し上げます。

内田代表監査委員につきましては、健康状態極めて良好でございます。したがって、この監査委員の職務に十分耐え得る体力、精神的な部分につきましても有していると思っておりますので、その辺は十分大丈夫だと思えます。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 今のと似てる感じになりますけれども、こちらのほうに監査、審査をするときに、こちらに来て行うと思うのですけれども、お車でこちらにいらしていただくのかと思うのですが、75歳を超えると運転免許の更新とか、なかなか厳しい状況になっておりますが、その辺のほうはどのように。お迎えに行ったりするようにしているのか、そうではなくて、免許は更新できないというのも、それはそれで問題なのかもしれないのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○高木隆三議長 折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 こちらで監査する際につきましては、内田監査委員につきましてはご自分の車で現在も来ております。免許の更新の際にそういった部分につきましても十分検査の上、更新のほうをされておりますし、先ほど申し上げましたように、体力的にも、また精神的にも十分監査委員として耐え得る人材かと思えます。この内田監査委員につきましては、当組合の監査、非常に厳しく適正に行っていただいておりますので、今後も指導いただきながら、適正な財務会計事務を行っていきたいと思えます。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

- 高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

- 高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第2号の内容説明

- 高木隆三議長 日程第7、議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

- 折原浩幸事務局長 それでは、議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の次に添付してございます、右上に参考資料とあります蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の概要をごらんいただきたいと存じます。まず、1の改正の理由でございますが、本議案は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正や、国家公務員の超過勤務命令の上限設定等を踏まえて、正規の職員の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備をするため、条例改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、民間労働法制におきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月1日から施行されます。国家公務員につきましては、人事院規則が改正され、超過勤務命令を行うことできる上限等が定められ、民間と同様に平成31年4月1日から施行されます。地方公務員につきましても、地方公務員法第24条第4項の規定、職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないという、いわゆる均衡の原則によりまして、改正人事院規則の内容を踏まえ、超過勤務命令を行うことできる上限を定めるなどの所要の措置を講じる必要がございます。これらのことから、当組合条例第8条に第3項を追加し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

次に、3の規則で定める事項の概要でございますが、(1)につきましては時間外勤務の上限を原則1月45時間かつ1年で360時間と定めるものでございます。

次に、(2)につきましては、他律的な業務、これは業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務のことでございますが、この他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の時間外勤務命令の上限を1月100時間未満かつ1年720時間とするとともに、2カ月から6カ月間の時間外勤務の平均を80時間以下とし、月45時間を超える月数は1年間で6月を上限と定めるものでございます。

次に、(3)につきましては、大規模な災害等への対応などやむを得ない場合は、(1)または(2)の上限を超えて、時間外勤務を命ずることができることを定めるものでございます。

次に、(4)につきましては、上限時間を超えた時間外勤務命令が真にやむを得なかったのか、事後的な検証を実施することを定めるものでございます。

最後に、4の施行期日でございますが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、斎藤信治議員。

○10番 斎藤信治議員 現時点において45時間を超える、もしくは100時間を超えるような職員というのは存在するのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 現時点において、月に45時間もしくは年間において360時間を超える職員はございません。ちなみに直近の勤務時間外の状況でございますが、平成30年4月から31年の2月までの実績で申し上げまして、月に最高の時間で勤務したのが14時間でございます。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 同様なことを白岡市でも、多分蓮田市でも行われていることだと思うのですけれども、人事院の報告では監督する管理職も含めて時間外について把握しなさいと言っております。組合のほうでは、今の話だと時間外自体はお金を払う払わないではなくて、時間外ですから。把握しているかどうかを含めて、どのように行っていく予定ですか、管理職について。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 職員の超過勤務の把握につきましては、現状で申し上げますと時間外勤務命令簿というものにて、職員の申し出により担当課長が時間外勤務を命ずるということになっておりますが、あくまでもこの時間外勤務命令簿の記入に当たっては、勤務の時間外手当及び勤務時間の振りかえに該当する場合のみの記入にとどまっております。

また、現状での時間外勤務の退庁時刻の確認ということになってきますと、現在のところ庁舎管理の一面もあるのですが、幸いにして24時間焼却を行っております、誰かしら常駐している現状がございます。例えばこちらの事務棟で退庁するときは、施錠の管理等もございますので、内線電話ではございますが、ただいまから帰りますということで、その勤務者に申し伝えをしてから退庁するというので、ある程度退庁時刻の確認というものはとれている状況でございます。

とはいうものの、こちらの働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律というものの趣旨に沿って、4月からではございますが、現在、全職員に対してのパソコンの中のグループウェアの中に出退勤記録というものがございます。今現在ですと、パソコンを立ち上げたときに時刻が打刻されるということもあります。退庁時刻につきましては、クリックをすると退庁時刻が打刻されるということで、当面はそれを徹底する形で職員の勤務時間というものを確認をとっていきたいというふうに考えております。

また、管理職において、勤務時間外手当の支給の有無にかかわらず、それについては出勤命令簿の作成を義務づけるということで管理していきたいというふうに考えております。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 今の話だと、いわゆるソフトメーカーとか、今まであったメーカーさんの打刻管理を使ってやっているわけではなくて、お金を使わないで、アプリというのは無料のアプリなのかもしれないですけども、タイムカード的な使い方での打刻管理をして、出退勤についてのクラウド一元管理とかとまではやっていないというふうに理解してよろしいのですか。それとも、そこも含めて全職員に対して一元管理をしているということで理解していいのでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今打刻の管理でございますけれども、職員一人一人のパソコン上でそれを打刻というものができます。それについては、今試験的ではございますが、運用を始めておりまして、4月からは本格的にそれを義務づけしていくと。その管理につきましては、1カ月間の打刻記録というものが印刷できることになっておりますので、それを担当課長の確認のもと、人事担当のほうに提出するという流れで4月からの運用を考えております。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 しっかりしたアプリを使ってやっているというふうに理解していいのかと思うのですが、今までなかったことを始めるに当たって、いわゆるそのパソコンを立ち上げるに当たって、パスワード等で本人が確認して上げるということで、本人の確認も含めて、誰でもパソコン操作できるわけですから、その立ち上げによってその人が出勤しているかどうか、本人にしか知らないパスワード等を使ったりしないのであれば、本当にその人が退勤したのか、出勤したのかもわからないところですから、その辺も含めてきちとした管理ができていくということによってよろしいのかと、そういった細々なところをきちと詰めていかななくてはいけない。いわゆるお金のほうの財政措置というのも必要だと思っておりますけれども、服務規程の改定もしなくては、今までやっていなかったわけですから、出勤退勤についてこのようにやっていきなさいという服務規程の改定も4月から行うというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、当然それを踏まえてもやっている、職員の服務規程の改定を行っているということなのではないでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 まず、出退勤時刻の打刻の件ですが、これは職員一人一人のパソコンを立ち上げての打刻になりますので、ほかの職員が立ち上げるということではできないというふうに思います。1人の管理のもとでのパソコンでの打刻ということになりますので、一人一人の管理ができていくというところでありまして。

また、服務規程の関係でございますが、これにつきましては一応口頭ではございますが、服務規

程を遵守しながら今現状も管理を行っております。ただ、それを書面として残るものがないというのが管理職においてはありましたので、その辺を徹底しまして、4月からは必ず記入をして、時間外勤務を行うということで周知をしたところでございます。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 個人個人に支給されているパソコン、ノートブックだと思うのですが、それは他の人が操作できないように自己管理をきちっとしている前提の上でと理解してよろしいのかというところの確認と……

○高木隆三議長 黒須大一郎議員に申し上げます。1項目3回までの回数制限になっていますので。

○8番 黒須大一郎議員 次のところに行きます。それはそれで確認だけなのですが、皆さんの長時間勤務、今は現状的にやられていないということなのなのですが、市の職員の長時間労働の是正のため、また長時間にさせないために、組合の場合は大変多くの委託業者が、関連企業の方が来ていると思うのですが、そういった方にやっておいてとか、私たち職員の仕事のかわりのことをさせたりとか、そういうことが起こらないように、防ぐための努力が必要だと思うのですが、その辺はどのようにお考えになっているのでしょうか。自分たちが、もう委託の業務の中に入っているからということだけではなくて、委託先の業者の人たちもやっぱり長時間業務をしないようにしていかななくてはいけないと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 まず、1点目のパソコンの管理の関係でございますが、こちらは個人のパスワード、それからIDも管理しておりますので、他の者がそのパソコンを立ち上げるということとはできません。よって、一人一人の管理が可能ということが現状でございます。

また、2点目の委託業者に係る時間労働の関係でございますが、これにつきましては各委託業務の毎月の月報というものがございます。その月報の中で、ある職員がどのくらいの時間に勤務したかというのを必ず確認をとっております。超過勤務に当たる部分についての確認を今のところできておりませんので、仕様書どおりの勤務体系によって運営がなされているというふうに理解しております。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 委託の中に仕様書、要するにこういう仕事をやってくださいという委託をしていると思うのですが、それが明らかに長時間勤務にならないようにしていただきたいと思っております。24時間火を燃やして、稼働させているということですから、連日連夜夜勤明けまたは24時間勤務とかいうことも行われているかもしれない。さまざまな事情があるかと思いますが、そういうところも職員の皆様は委託先の監督者として、道義的責任ではないですが、見ていかななくてはいけないと思っております。そういうことは考えていただけるのでしょうか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 施設のほうの管理はうちの課で行っていますが、その委託業者がまず残業をしているかどうかという確認は、残業する場合につきましてはその管理であるうちの課の者にまず申し出をして、きょうは残りますとか、そういう報告を受けています。実際にではどのくらいの時間やっているかというのが、今現状数字的には持っていませんが、ほとんど時間外は行わずに、施設の運転管理ができているということで、超過的な勤務を私たちがさせたり、また仕事量が多過ぎてしなければならないというような状況をつくっているということはないと思っております。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○高木隆三議長 日程第8、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例及び蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例及び蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の次に添付してございます参考資料、蓮田白岡衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例及び蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の概要をごらんいただきたいと存じます。

まず、1の改正の理由でございますが、学校教育法の一部改正によりまして専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられることに伴い、当組合の職員の自己啓発等休業に関する条例と廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例につきまして、それぞれ所要の改正をするものでございます。

次に、2の改正の概要でございます。まず、(1)の蓮田白岡衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例でございますが、第1条及び第2条の改正につきましては文言整理を行うものでございます。

第4条につきましては、引用しております学校教育法第104条の規定に、専門職大学、専門職大学院及び専門職短期大学に関する3つの項が加わったことにより、学校教育法第104条第4項第2号が、同条第7項第2号に改められたことから、改正するものでございます。

次に、(2)の蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例でございますが、組合が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理者の資格の基準につきまして、第35条第6号及び第7号につきまして、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いにする内容を追加するものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 自己啓発にしても、本資格要件の資格者にしても、現状今まで取られた方や、資格を取ったりする方は今いらっしゃるのでしょうか。いらっしゃったら、どんなような自己啓発をやったかどうか、あわせてお聞きしたいのですが。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 まず、自己啓発等に関する休業については取得の実績はございません。

もう一点の廃棄物の技術管理者につきましては、これは法によりまして技術管理者の選任というものが義務づけられておりますが、今回改正に至ります専門大学等の課程におけるものについては4月からの運用となりますので、現時点ではこちらの改正にかかわる大学修了者の選任というものはございません。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例及び蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決すること

に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の内容説明

○高木隆三議長 日程第9、議案第4号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第4号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきまして内容説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,654万4,000円とするものでございます。

続いて、第2条におきましては、繰越明許費の補正をするものでございます。恐れ入りますが、2ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございますが、粗大ごみ・指定ごみ袋納付書発行システムプログラム改修委託費のうち、元号を改修する内容について、新元号の発表が4月1日となるため、年度内の完了が見込めないことから、平成31年度に繰り越すものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節負担金につきましては、1世帯当たり140円を不燃物収集負担金として両市にご負担いただいているものですが、世帯数がおおむね確定いたしましたので、蓮田市では964世帯、13万5,000円の増額、白岡市では300世帯、4万2,000円の減額をするものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、2項手数料、1目手数料、1節ごみ手数料の粗大ごみ処理手数料につきましては、当初の見込みを上回る収集品目の増により48万5,000円の増額をするものでございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、当初の見込みより回収品目が減少しているため12万1,000円の減額をするものでございます。

次に、2節し尿手数料のし尿量目汲取処理手数料につきましては、し尿収集対象世帯の減少による収集量の減により20万9,000円を減額するものでございます。

次のし尿処理施設使用料につきましては、浄化槽汚泥の搬入量が減少傾向にあり、搬入量に応じ

て手数料を徴収しているため、3万8,000円を減額するものでございます。

次に、3款財産収入、2項財産売払収入、1目1節物品売払収入の鉄・アルミ売却につきまして、売却単価及び数量の増により109万円を増額するものでございます。

次の古紙類売却につきましては、12月補正予算において古紙類の単価及び数量が減少していることで減額補正を行いましたが、新聞が39トン、雑誌が18トン、布類が12トンほど、12月補正時の予想数量をさらに下回る結果となったことから、古紙類全体で167万4,000円を減額するものでございます。

次に、6款諸収入、1項預金利子、1目1節組合預金利子につきましては、延べ20件の定期預金の利子分として1万1,000円の増額をするものでございます。

次に、2項雑入、1目1節雑入の公有建物災害共済金でございますが、昨年発生いたしました台風21号と24号により、リサイクルプラザ屋内ストックヤードの電動シャッターとごみ処理施設の煙道保温カバー部分が強風により破損いたしました。組合では、緊急に修理を行いましたが、この修理費の2分の1が公有建物災害共済の共済金の支払い対象として認定されましたので、補正をするものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、施設整備基金積立金として蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として500万円を積み増しするものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料のガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、執行見込みがつかしましたので、不用額を減額するものでございます。

次に、15節工事請負費のごみ処理施設機器補修工事並びに3目し尿処理費、13節委託料及び15節工事請負費につきましては、契約落差による執行残の不用額を減額するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第4号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 歳出の2款総務費、1項総務管理費、3目施設整備基金費の中です。基金の積立金ということで500万円なのですけれども、こちら残高はどのくらいになるのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 31年2月末現在の残高を申し上げます。1億6,022万8,107円でございます。もう一度申し上げます。1億6,022万8,107円でございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 こちら、平成30年度目標で新炉建設で1億5,000万円ということだったかと思うのですが、それを上回る部分というのはどういうふうになりますか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 こちらの施設整備基金については、新炉建設部分が毎年2,500万を目標額として積み立てを行っているものと、急遽施設整備に係る費用について、これも充てがうことができるというのがこの基金条例で定めてございます。

今回のような台風の被害によって予備費を充てがうような結果となっていることもございます。

また、両市の財源等も厳しい状況でございますので、万一の場合につきましてはこちらの基金を充てがうような形で施設の工事を実施していきたいというふうに考えていることから、この1,000万円の上乗せといいますか、その部分が発生しているという現状でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

3番、齋藤隆宗議員。

○3番 齋藤隆宗議員 この歳入の財産収入の物品売払収入、古紙類の売却のこの金額が減って、減りを予想しているということなのですが、これは流れとすると、そのような紙類はこれから価格が下がるというのを予定してこの値段にしたのか。先ほど何か盗難に遭うほどの貴重品だという報告もありましたので、その辺も絡めて、ちょっと数が少なくなる理由を教えてください。

○高木隆三議長 藤井リサイクル推進課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 古紙類の価格というか、売却数量が減少傾向にあるのではないかとこの質問なのですが、今年度につきましては確かに減少傾向でございます。

新聞につきましては、先ほどもちょっとご説明させていただいたかと思うのですが、12月の補正の時点で予想した重量よりも、新聞紙につきましては39トンほど減少しております。雑誌につきましては18トンほど減少、布類につきましても12トンほど減少するだろうということで今回補正をさせていただいたこととなります。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、齋藤隆宗議員。

○3番 齋藤隆宗議員 そういった書籍に、新聞も含めた時代の流れがもうそうなっているのも含めてということよろしいですね。

○高木隆三議長 藤井リサイクル推進課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 確実な原因というのはなかなかちょっとわからないのですが

も、電子書籍の関係とか、そういうことにもよるのかなと。あと、先ほど行政報告もさせていただきましたけれども、持ち去りの関係も少なからずはあるのかなというところで、今回パトロール等を行っているという状況です。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第4号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の内容説明

○高木隆三議長 日程第10、議案第5号 平成31年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第5号 平成31年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。まず、第1条では、平成31年度の当初予算総額につきまして、歳入歳出それぞれ17億6,974万4,000円と定めるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為につきまして定めるものでございます。詳細につきましては、4ページ、5ページに記載してございますが、ホームページ保守業務委託費のほか30件を定めてございます。

1ページに戻りまして、第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

次に、第4条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の8ページをお開き願いたいと存じます。1、総括につきましては、歳入歳出合計それぞれ総額は17億6,974万4,000円、前年度と比べますと、額にいたしまして2億230万5,000円の増、率にいたしまして12.9%の増となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。1款1項1目分担金につきましては、組合格約に基づきまして均等割25%、人口割75%に相当する額として10億6,316万2,000円を両市にご負担いただくものでございます。率にいたしますと、蓮田市が53.1007%、白岡市が46.8993%の割合となりまして、総額での対前年度比は、額にいたしまして3,940万円の増、率にいたしまして3.8%の増でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合格約並びに条例の規定に基づきまして、1世帯につき月額140円を両市にご負担をいただくものでございます。対前年度比では、蓮田市では延べ3,196世帯の増、白岡市では延べ3,611世帯の増を見込んでございます。

2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次の2節行政財産使用料につきましては、組合敷地内に設置されております電柱及び自動販売機などの土地使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料の1節ごみ手数料に移らせていただきます。ごみ処理手数料（有料指定袋）につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の有料指定袋の販売手数料でございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、直接組合に廃棄物を持ち込んだ際にいただく処理手数料でございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、直接環境センターに持ち込むことができない粗大ごみを各家庭までお伺いして収集する粗大ごみ処理手数料でございます。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、2年ごとに更新されます廃棄物収集運搬の許可に係る更新手数料で、23者分でございます。

次に、医療系廃棄物処理手数料につきましては、蓮田市、白岡市内の医院や薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集運搬処分手数料でございます。

次の廃タイヤ・バッテリー処分手数料につきましては、年1回開催しておりますタイヤ・バッテリー引き取り会において持ち込まれる廃棄物の処分手数料でございます。

次に、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集運搬処分の手数料でございます。

次の桶川市ごみ処理手数料につきましては、桶川市のごみ焼却施設の稼働停止に伴い、平成31、32年度の2カ年、桶川市の燃やせるごみの焼却処理を受託するに当たり、当初予算に計上させていただいたものでございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、一般家庭からのし尿汲取りや簡易水洗トイレ、仮設トイレなどからの汲取りなどによる手数料のほか、浄化槽汚泥を施設で処理する際に徴収するし尿処理施設使用手数料でございます。

浄化槽清掃業許可申請手数料につきましては、2年ごとに更新されます浄化槽清掃業の許可に係る更新手数料で、3者分でございます。

次の3節情報公開手数料につきましては、公文書の開示を請求する際に費用負担が生じることから、節設定をするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の積立金運用利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各資源物の売却収入などでございます。資源物につきましては、単価の増により、前年度と比較して243万5,000円の増となっております。

恐れ入りますが、次のページ、13ページをごらん願います。下段の5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,000万円を計上してございます。

次に、14ページをごらん願います。6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金の資金運用に係る定期預金利子でございます。

次に、2項1目雑入につきましては、広報紙などへの広告掲載料及び体験講座の参加費用のほか、職員並びに委託業者等の駐車場使用料及び保険事務取扱手数料などでございます。

次の7款1項1目衛生債につきましては、ごみ焼却施設改修事業の実施に当たりまして、対象工事費の75%を国の財政融資資金で起債を行うものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げますので、15ページをごらん願います。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬並びに議員視察研修に係る旅費及びバス借上料のほか、会議録調製業務委託費などでございます。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、対前年度比262万1,000円の増となっております。1目一般管理費の中の主なものにつきましてご説明申し上げます。1節報酬につきましては、正副管理者並びに各審査会、審議会等の委員報酬でございませう。

次の16ページに移りまして、2節給料から4節共済費につきましては、再任用職員を含む職員34名分の人件費でございませう。

1つ飛びまして、7節賃金につきましては、事務補助及び収集補助としての臨時職員の雇用費でございませう。

次に、9節旅費につきましては、特別職の費用弁償や職員の旅費でございませう。

次に、12節役務費の通信運搬費につきましては、電話料及びインターネットの回線使用料でございませう。

次に、13節委託料の職員健康管理業務委託費につきましては、職員の定期健康診断に要する費用でございませう。

次の一般廃棄物処理基本計画策定委託費につきましては、この計画の前回の改定から5年が経過することから、見直しを図るための委託費を計上させていただいたものでございませう。

1つ飛びまして、例規データベース保守管理業務委託費につきましては、例規集の追録、加除並びに例規データの保守管理に加え、例規の立案・審査等の法制支援システム運用を行う業務委託に要する費用でございませう。

次の試験センター業務委託費につきましては、昇任試験及び採用試験の業務委託に要する費用でございませう。

次に、17ページをごらん願います。上から2番目の広報誌作成業務委託費につきましては、年3回発行しております「環境センターだより」の作成に要する費用でございませう。

次に、14節使用料及び賃借料のごみ分別アプリ借上料につきましては、スマートフォンへごみ分別等に関する情報を発信するシステムの借り上げに要する費用でございませう。

次の19節負担金、補助及び交付金につきましては、埼玉県総合事務組合退職手当負担金のほか、5件の負担金でございませう。

次に、18ページをごらん願います。13節委託料の説明欄2つ目の庁舎定期清掃業務委託費につきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、リサイクルプラザの計4カ所の定期清掃業務委託に要する費用でございませう。

1つ飛びまして、場内環境保全業務委託費につきましては、場内の樹木の剪定、消毒、除草に要する費用でございませう。

次の電気設備点検業務委託費につきましては、電気事業法で規定している定期点検の業務委託費でございます。

次に、14節使用料及び賃借料のOA機器借上料につきましては、コピー機、印刷機、人事・給与システム及び粗大ごみ・指定ごみ袋の納付書発行システムの借上料でございます。

1つ飛びまして、電算事務機器借上料につきましては、職員が使用する事務用パソコンの借上料でございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として、基金へ積み立てる費用でございます。

次の4目公平委員会費と、次のページ、19ページの上段にございます2款1目監査委員費につきましては、説明を省略させていただきます。

19ページ下段の3款1項1目清掃総務費でございますが、11節需用費の説明欄2つ目、燃料費につきましては、ごみ焼却施設の点火用の燃料として使用するA重油などの購入費用でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料、水道料でございます。平成31年度は桶川市からの燃えるごみの受入れに伴い、電気使用量の増加が見込まれることから、約2,500万円の増額を見込んでおります。

次に、12節役務費の指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、有料指定ごみ袋の販売を取り扱う店舗への売捌き手数料でございます。

次の清掃券売捌き手数料につきましては、同様に清掃券を販売する取扱店への売捌き手数料でございます。

次に、13節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、有料指定ごみ袋の製作のほか、取扱店までの配送業務を含む委託費でございます。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託費につきましては、インフォメーションセンターにおいての粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受付業務に要する費用でございます。

次の計量器保守点検業務委託費につきましては、ごみを計量するための計量器の保守点検に要する費用でございます。

次の計量受付業務委託費につきましては、当組合へ直接持ち込まれる廃棄物の計量受け付け及び手数料の徴収業務に要する費用でございます。

次の施設維持管理運転業務委託費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設並びにし尿処理施設の運転管理に要する業務委託費でございます。桶川市からの燃えるごみの受入れに伴い、運転管理員を増員する必要があるため、約2,600万円の増額となっております。

次の環境センター内施設機器点検業務委託費につきましては、エレベーター及び自動扉の保守点検に要する業務委託費でございます。

次に、20ページをお開き願います。14節使用料及び賃借料の自動車番号認識システム借上料につきましては、台貫計量時に車両番号を読み取り、計量者の把握及び入退場の確認を行うシステムの借上料でございます。

次に、2目じん芥処理費につきましては、ごみ処理施設の機器補修工事としまして、自動燃焼装置の監視用PCの交換工事費を計上していることや、桶川市からのごみの受入れに伴い、薬品の使用料や焼却灰の処分量などの増加が見込まれることから、対前年度比8,420万5,000円の増となっております。

11節需用費の消耗品費につきましては、現場作業に使用する防塵マスクや防護ゴーグルのほか、機器補修に使用するVベルトやフィルターなどの消耗部材を購入する費用でございます。

2つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などを中和、除去するための尿素水、消石灰などの購入に要する費用でございます。

次に、13節委託料の燃えるごみ等収集業務委託費につきましては、行政区内の約4万8,300世帯、3,400カ所余りの集積所に排出される燃えるごみ等の収集業務の委託に要する費用でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、ごみ焼却施設から発生する焼却灰やばいじん等のリサイクルまたは埋め立て処分の業務委託に要する費用でございます。

2つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、ガラス類・ペットボトルをリサイクルするための中間処理の委託に要する費用でございます。

次の粗大ごみ収集業務委託費につきましては、直接環境センターに持ち込むことができない粗大ごみを各家庭まで収集に伺う業務の委託に要する費用でございます。

次の医療系廃棄物収集処分委託費につきましては、両市内の医院や薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集及び処分の委託に要する費用でございます。

21ページに参りまして、集金業務委託費につきましては、粗大ごみ及びびし尿の収集時などに手数料を集金する業務の委託費でございます。

1つ飛びまして、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託費につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集の委託に要する費用でございます。

1つ飛びまして、資源物持ち去り防止対策調査業務委託費につきましては、集積所からの資源物の持ち去りが後を絶たないため、持ち去られた資源物の搬入先等の調査委託に要する費用でございます。

次に、14節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、場内で使用する5台の重機借上げに要する費用でございます。

次の庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集に使用する庁用車の借上げに要する費用でございます。

次に、15節工事請負費につきましては、焼却炉内のレンガ・キャストを補修する工事や焼却施

設全体を制御するDCS、これは分散制御システムを使った自動燃焼装置のことですが、この装置の監視用PC交換工事のほか、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の機器補修工事に要する費用でございます。

次に、3日し尿処理費でございますが、11節需用費の消耗品費につきましては、現場機器補修に使用するVベルトやバルブなどの消耗部材を購入する費用でございます。

次に、2つ飛びまして、薬品費につきましては、し尿を処理する過程において汚泥を凝集させるための薬剤のほか、リンの除去や処理工程でのpH調整などに必要な9種類の薬品の購入に要する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、し尿処理施設内の機械の点検整備に要する費用でございます。

次に、13節委託料のし尿収集業務委託費につきましては、汲取り式トイレを利用されている世帯及び仮設トイレなどのし尿を収集する委託費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿を貯留する各槽内にたまってしまふ沈殿物を清掃除去する業務の委託費でございます。

次に、22ページをお開き願います。一番上のし尿処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令に基づき、し尿放流水や脱水汚泥の成分を測定する業務委託に要する費用でございます。

次の脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿の処理過程で発生する脱水汚泥を堆肥にリサイクルするための業務委託費でございます。

次に、15節工事請負費につきましては、し尿処理施設の補修工事に要する費用でございます。

次に、4日リサイクル促進費につきましては、主なものとしてエコプラザまつり等のイベントで使用する消耗品及びリサイクルプラザ運營業務費用を計上しており、対前年度比76万3,000円の増となっております。

まず、8節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次に、11節需用費の消耗品費は、エコプラザで販売するし尿汚泥からつくられた汚泥再生肥料の購入などに要する費用でございます。

次に、12節役務費の傷害保険料につきましては、体験講座参加者への保険料でございます。

次に、13節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託費につきましては、エコプラザの窓口受付業務等や家具類の補修業務等の委託料のほか、毎年開催しておりますエコプラザまつりの際の駐車場誘導員の配置費用や、子供向けのイベントとして実施しております小動物のふれあいコーナーの設置に係る費用を計上させていただいております。

次の温室効果ガス検証業務委託費でございますが、当組合は温室効果ガス排出量の検証結果を埼玉県に提出することが義務づけられている事業所でございます。このため温室効果ガス検証業務を

第三者検証機関に委託する経費を計上するものでございます。

次の空調機保守点検業務委託費につきましては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、空調機の保守点検業務の委託に要する経費でございます。

次に、4款公債費、1項1目元金につきましては、自動燃焼装置交換工事1件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業7件の計12件に対する地方債の元金でございます。

次に、2目利子につきましては、自動燃焼装置交換工事1件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業7件、計12件に対する地方債利子でございます。

最後に、23ページの5款予備費につきましては、前年と同額を計上させていただいております。

25ページから37ページには、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第5号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第5号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 交際費、借りるほうの公債ではなくて、管理者交際費とか議長交際費の最近の使用状況というのですか、一体何を交際しているのか。大体慶弔費だと思うのですが、使用状況をお願いします。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 平成30年度の実績では、交際費の支出はございません。管理者交際費、議長交際費とも支出ございません。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 最近のと言ったのですけれども、30年度でもいいのですが、ホームページを見ると管理者の交際費は平成25年度からかな、29年度までは公表されていて、そのうち27年度に職員の生花代として支出があっただけです。今の話だと、25年から30年度まで1回きりということなんです。

もう一つ一緒に聞いたのは、議長交際費ですけれども、そちらのほうは同様な感じなのかどうか、お願いします。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

- 黒崎 晃次長兼庶務課長 議長交際費につきましても同様でございます。現段階での支出はございません。
- 高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。
- 8番 黒須大一郎議員 あえて申し上げれば、別に予備費の中から、事務費の中の予備費みたいなところから出してもいいのではないかと。5年でそのぐらいしか支出しないのであれば、わざわざ項目をつくって予算をとっておく必要はないのではないかとと思うのですけれども、あえて3万円なり予算をとっておく理由はどこにあるのでしょうか。
- 高木隆三議長 折原事務局長。
- 折原浩幸事務局長 確かに交際費の支出の実績につきましては、先ほど申し上げたとおり、件数は少ないのですけれども、予備費につきましては本当に緊急の場合に補正もちょっと間に合わないとか、そういった場合にすることでございます。したがって、確かに件数は少ないのですが、実際に交際費を使うのは過去においてそういった慶弔関係が主なものでございますけれども、そういった場合に備えまして、あらかじめ予算措置をしていくものでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。
- 8番 黒須大一郎議員 その件については結構です。
- 歳入のほうでちょっとお伺いしたいのですけれども、広告収入とあるのですが、30万円弱ですけれども、何の広告収入が入ってくるのでしょうか。
- 高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。
- 黒崎 晃次長兼庶務課長 広告収入におきましては、ごみ収集日程表の中に各企業の広告の掲載の依頼がございましたので、そちらにつきましては費用をいただいているところでございます。
- 高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。
- 8番 黒須大一郎議員 同じ項目の雑収入のところ、説明では職員の駐車場代をいただいているというお話かと思うのですけれども、白岡市でもいただいているところと聞いていますが、組合の場合、例えば委託業者の人、またはいろんな関係の人とお仕事をしている方、そちらからもお金を取っているのでしょうか。
- 高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。
- 黒崎 晃次長兼庶務課長 駐車場使用代につきましては、職員のほか委託業者を問わず、この敷地を使用する者全てにおいて1月1,000円の料金をいただいております。
- 高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。
- 8番 黒須大一郎議員 そういう感覚なのかなと思うのですけれども、お仕事で来ている方に、駐車場が狭くて違法にとめている人が出てしまうような場所に建っていると思えないのにお金を取るのはどうかと、お仕事で来ているのにと。片やNHKの受信料をお支払いしていると、組合のお

金で支払っていると。職務において、組合を運営するにおいて、NHKを見なくては仕事ができな
いと思えないのですけれども、そっちは職員の皆さんのお金ではなくて組合費で払っていると。仕
事で来ているのに、職場にお金を駐車場代として払うと。その辺の根本的な理念というのはどこに
あるのですか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 あくまでも駐車場の使用代というものにつきましては、職員もそうす
が、必ずしも車での通勤というものを義務づけているわけではございませんし、あくまでも車での
通勤ということであれば、それなりに1日の、終日駐車するスペースを占領するということになり
ます。

先ほどちょっと説明不足もありましたが、委託業者に限っても維持管理ということで、常駐して
いる委託業者のみでございまして、工事ですとか、その修繕に向かう、そういった企業に対しての
駐車料金はいただいております。あくまでも当組合の職員、それから委託業務として常駐す
る者に対しての駐車場代ということでいただいております。その辺でご理解をいただいているとこ
ろでございます。

〔「NHKは」と言う人あり〕

○黒崎 晃次長兼庶務課長 NHKの受信料につきましては、NHKのニュースの報道について、例
えば防災の関係ですとか、そういうときには即時報道がされるというところもありまして、災害時
において受信ができないときには不都合が生じることから、NHKの受信料については公費を回し
ていただいているという経過でございます。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 では、職員数が33名で、ここ何年変わっていないと思うのですけれど
も、皆さん今働く方の人手不足が続いているのですけれども、採用計画というのはおつくりになっ
ているのでしょうか、それとも退職者があったときだけ入れるという考え方なのでしょうか。技術の継
承とか、いろんなこともあると思うのですが、きちっと計画を立てて人事管理ではないですけれど
も、採用計画があつてなさっていると思うのですが、その辺のちょっとお話を伺いたい。

○高木隆三議長 折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 まず、採用計画の関係でございますけれども、特に採用計画という形できちん
と決められたものはないのが現状でございます。実際に定年退職者の補充に新規採用している状況
でございます。

先ほど黒須議員さんからも技術の継承という部分がございますけれども、今後定年退職者、本
年度も2人おりましたけれども、今後定期的に定年退職者が発生してまいりますので、そういった
技術、経験を後任の者にきちんと受け継いでいけるよう、努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 特に採用計画等はないというお話なのですが、今日ごらんの会場を見ても、もう議員以外は女性の方は全く職員にいらっしゃらないというので、ぜひ新しい新規、また継続、中途も含めて、男女均等法ではないですが、女性を採用したら男性になってしまったというのがあるかもしれませんが、女性の枠というのではないですけれども、そういう考え方がないと一向に増えないと思うのですけれども、その辺はどういうふうに、女性採用についてはどのようにお考えでしょうか。

○高木隆三議長 折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 今現在組合では、女性職員は1名のみでございます。

今後の採用の関係なのですけれども、基本的には競争試験を通じた形で採用しておりますので、特に女性枠とかいったものは設けてございません。したがって、成績のすぐれた方については積極的に採用してまいりますので、ご理解いただければと存じます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 予算書14ページの6款諸収入の中の雑入、こちら決算のほうには東京電力の原子力発電所の事故の賠償金などが入るかと思うのですけれども、予算に入っていないのはなぜでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今雑入の当初予算中に東京電力の賠償金の計上がない件でございますけれども、こちらにつきましては毎年賠償金の請求というものはさせていただいております。ただ、これが満額認められるかどうかというのは東京電力側での判断でございますので、当初予算に不確定な金額を計上することができませんので、あくまでも毎年確定した後に補正という形で雑入として扱わせていただいている経緯がございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 そうしましたら、2019年度も今までと変わらずに請求はしていくという考え方でよろしいですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 そのとおりでございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 歳入で11ページの2款使用料及び手数料、1目手数料、ごみ処理手数料（有料指定袋）についてお伺いしますが、前年対比でどれぐらいの増額で予算、増減含めて予算を組んでいますか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 今年度、平成30年度と比較しまして243万8,000円の増で計上させていただいております。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 もう一度お聞きします。前年対比で約243万円増で予算を今提出しているような状況だと。これについては了解しました。

最近よく市民の方から問い合わせがあるのですけれども、有料指定ごみ袋、この増額分になったら、例えば高齢者世帯や子育て世代、無償化とかいうことを考えていますか。そういう話をちょっと聞くのですけれども。この予算の中に入ってくるのかはいいですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 現在のところ条例で制定させていただいておりますので、高齢者世帯ですとか、あるいは子育て世代についての特例はございません。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 そうだと思うのです。ちょっと数字だけだとわからなかったものですから、分担金及び負担金で増額されて、先ほどから事務局長を含めて管理者説明の中に財政厳しいというところがあったと思って、まさかそういったことは入っていないだろうなというふうに思ったので、一応確認の意味で質問しただけです。

以上です。

○高木隆三議長 答弁はいいですか。

○12番 田中秀行議員 答弁はいいです。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、鈴木貴美子議員。

○6番 鈴木貴美子議員 済みません。17ページの2款総務費、1項総務管理費、14節使用料及び賃借料、ごみ分別アプリの登録者の推移に関して教えてください。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 平成30年度の2月末現在でのダウンロード数ですが、8,736でございます。8,736、ダウンロード数です。

○高木隆三議長 6番、鈴木貴美子議員。

○6番 鈴木貴美子議員 その前年とか、年間でどれぐらいふえたとかというのはいいですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 29年度末の数字で6,639のダウンロードでございましたので、本年度に新たにダウンロードいただいた数としましては2,100というふうに捉えております。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 21ページの3款衛生費の資源物持ち去り防止対策調査業務委託費1万4,000円計上されていますけれども、先ほどの行政報告にもありましたけれども、この1万4,000円の調査の委託内容、どういったものなのでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 この資源物の持ち去り防止対策の調査業務委託につきましては、先ほど行政報告の中にもありましたけれども、GPSを利用させていただきまして、その行為によりまして資源物がどこのいわゆる古紙問屋さんに入っているかの調査も含めて、今実施しているところでございますけれども、そのいわゆるGPSをお借りして、なおかつ、また近隣の状況も含めた調査業務を委託しているところでございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 収入のほうに戻るのですけれども、12ページの3款財産収入、物品売払収入のところでは単価が増ということでご説明があったかと思うのですけれども、これはさっきの補正のほうだと古紙のほうは単価も量も減ってきているというご説明だったと思うのですけれども、どの部分がふえる予測で予算が立てられているのか、ご説明をお願いします。

○高木隆三議長 藤井リサイクル推進課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 財産売払収入のほうで前年度比較で予算のほうが増加しているという件でありますけれども、鉄・アルミ売却の関係が単価もアップしているということと、補正でも減額補正をさせていただいたのですけれども、単価のほうもアップしているということと、あと売却量がふえているということで予算についても増額をさせていただいております。あと、ペットボトルの売却なのですけれども、こちらでもペットボトルがかなり売却量がふえているということで、予算のほうでは計上させていただいているものでございます。

以上です。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 ペットボトルの単価のほうは変わりなくということなののでしょうか。

○高木隆三議長 藤井リサイクル推進課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 ペットボトルの単価のほうも現状安定的に推移しているというところでは。

以上でございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 16ページの総務管理費の中で13節委託料、一般廃棄物処理基本計画策定委託費として414万7,000円ということなののですけれども、先ほど田中議員のほうからもごみ袋の費用

ということでちょっとお話があったのですが、やはり市民の方からごみ袋の値段は下がらないのかとか、形ですね、結びやすいような取っ手がついたような形にしてほしいとかいう意見もこの間寄せられてきているのですけれども、この基本計画の策定の中で市民の方が意見を出せるようなパブリックコメントとか、何かそういう場みたいなものは考えていらっしゃいますか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 この一般廃棄物処理基本計画につきましては、現在当組合の廃棄物減量等推進審議会のほうに平成30年、31年の2カ年で諮問させていただいております。ですので、この中で審議員さんとも議論して、この基本計画を策定していきたいというふうに考えております。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 その審議員さん以外の市民の方の声というのはパブリックコメントみたいなもので募集はされないのですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 現在のところ、大変申しわけありませんが、予定はございません。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 市民の方から結構要望が寄せられていますので、それもパブリックコメントをやるようなこともあわせて考えていただければと思います。これは要望です。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 22ページの衛生費の中の4目リサイクル促進費で13節委託料、リサイクルプラザの運營業務委託費210万3,000円ということで、こちら30年度の決算がまだ出ていないので、29年度の決算と比較しますと80万くらいの増額となっていたのですけれども、これは内容が変わることがあるのでしょうか。

○高木隆三議長 藤井リサイクル推進課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 大きな内容の変更はございません。ただ、29年度につきましては、体験講座になりますけれども、異動等がございまして、その体験講座をやったり職員が実際にできるような形にしたほうがいだろうということで、職員が実際に何回かシルバーさんと一緒にやっているのですけれども、異動してきた職員が実際にできるような形になったほうがいだろうということで、人数をふやして対応したというところで、29年度につきましては減額補正をさせていただいた経緯がございまして。ですので、31年度の予算と比較すると増額になっているのかなというところなんです。実際に大きな内容の変更はございません。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 16ページ、2款総務費、委託料、先ほど船橋由貴子議員が質問したこととかぶりますけれども、重複しますけれども、委託料、一般廃棄物処理基本計画策定委託費です。この

基本計画を策定するに当たって、私いつも思うのですけれども、なかなか実際基本計画自体が市民の方にわかりにくいというのがあって、ダイジェスト版とかつくっていくべきかなというふうに思いますけれども、その点どう思われているのですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 この策定業務の中には、処理基本計画のいわゆる製本業務が入っております。基本計画のもととなる製本のほかに概要版のほうもつくらせていただいておりますので、もしよろしければそちらのほうをご利用いただければと思います。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 やはりさっき船橋議員からも質問ありましたけれども、やっぱり市民が一番関心度が高いのは指定有料ごみ袋の値段だと思うのです。

私もこの概要版を確かに見ましたけれども、やっぱり指定有料袋が導入されている自治体で中央値というのがございます。中央値、値段が45リットルのが中央値というのがありますね。それを蓮田白岡衛生組合の指定有料袋を見ると、そんなにずば抜けて高いというわけではないのです。何円何銭か、ちょっと中央値より高い。45リットルの袋の値段よりちょっと若干高いくらい、中央値より。平均の。そういったところをやっぱりわかりやすく、何だか高い、高いというイメージが先行してしまっていて、なかなかこういうせつかく廃棄物基本計画、これから策定していくに当たって、有料ですよというよりも、やっぱり事例を示して、有料指定袋の中央値はどれくらいで、蓮田白岡の値段は、価格はこれくらいですよ。僕は正直よくやっているなと思うのです、この規模で。そういったところをもうちょっと本当に市民の方に理解が得られるような内容を意識して、委託するべきではないかと思えますけれども、どう思えますか。改善する必要もあると思えますけれども、その点。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 基本計画の策定に当たりましては、今まで5年に1度の改定でございましたので、今回は廃棄物減量等推進審議会の委員さんの意見を聞きながらまとめ上げていくという方針を定めてございます。

また、指定ごみ袋において市民の方々の関心が非常に強いというお声もあります。指定ごみ袋の価格について、今田中議員がおっしゃっていた、全国的に見ればそんなに高い金額の設定ではないというのが現状でございます。そういった現状を踏まえて、環境センターだより等を通じながら、特集等も視野に入れまして、周知をしていきたいというふうに思います。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第5号 平成31年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いた

します。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、高木議長のお許しをいただきましたので、閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成31年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

また、ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議の上、ご同意、ご可決を賜り、厚く御礼申し上げます。

議員の皆様もお気づきのことと存じますが、当組合正面入り口におきまして、ごみの一般持ち込みの混雑緩和措置といたしまして、一方通行方式へと切りかえるための計量室建設工事が完了したところでございます。この工事により、受け付け業務も効率化され、市民サービスの向上へとつながることを期待するところでございます。

また、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設におきましては、平成25年度から5カ年の事業といたしまして実施してまいりました延命化工事でございますが、昨年度完了し、おかげさまで順調に1年が経過をいたすところでございます。

当組合は、市民生活になくてはならない重要な施設でございますので、生活に支障を来すことのないよう、適正な施設の維持管理に努めてまいります。今後とも議員の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、職員とともに職務に精励してまいりたいと存じます。

議員の皆様のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて平成31年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分